

総社市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月21日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第4号

総社市財務規則の一部を改正する規則

総社市財務規則（平成17年総社市規則第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在しない場合には、当該移動号（以下「削除号」という。）を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除号及び様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号及び様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動様式」という。）を当該移動様式に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式とする。

改正後	改正前
<p>(用語)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p><u>(11) 指定公金事務取扱者 法第243条の2の規定により歳入の徴収の事務の委託を受けた者をいう。</u></p> <p>(12)～(14) 略</p> <p>(徴収の委託)</p> <p>第43条の2 第25条から第27条まで、第29条、第33条及び第34</p>	<p>(用語)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p><u>(11) 徴収事務受託者 令第158条の規定により歳入の徴収の事務の委託を受けた私人をいう。</u></p> <p>(12)～(14) 略</p> <p>(徴収の委託)</p> <p>第43条の2 第25条から第27条まで、第29条、第33条及び第34</p>

改正後	改正前
<p>条の規定は、歳入の徴収を<u>指定公金事務取扱者</u>に委託する場合について準用する。この場合においては、関係書類に<u>指定公金事務取扱者名</u>を表示しなければならない。</p> <p>(委託契約)</p> <p>第43条の3 市長は、<u>法第243条の2</u>の規定により歳入の徴収の事務を<u>指定公金事務取扱者</u>に委託しようとするときは、当該<u>指定公金事務取扱者</u>の信用度、経済力、会計事務能力その他必要な事項を調査し、<u>適当と認められる場合に限り</u>、これを行うことができる。</p> <p>2 <u>指定公金事務取扱者</u>は、委託された徴収事務の経過を明らかにするために必要な書類及び帳簿を整備しておかなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(<u>指定公金事務取扱者の調定の通知</u>)</p> <p>第43条の4 <u>指定公金事務取扱者</u>は、徴収を委託された歳入を調定したときは、1月ごとに計算し、翌月5日までに収入調定通知書を作成して市長及び会計管理者に通知しなければならない。</p> <p>(<u>指定公金事務取扱者の払込み</u>)</p> <p>第43条の5 <u>指定公金事務取扱者</u>は、委託を受けた歳入を納入義務者から収納したときは、納入通知書等に現金払込書及び収納計算書(様式第36号の2)を添えて速やかに指定金融機関等に払い込まなければならない。</p> <p>2 <u>指定公金事務取扱者</u>は、当該委託に係る事務の結果を市長に報告しなければならない。</p> <p>(<u>指定公金事務取扱者の現金保管</u>)</p> <p>第43条の6 <u>指定公金事務取扱者</u>は、収納した歳入金を指定金融機関等に払い込むまでの間、安全かつ確実な方法によってこれを保管しなければならない。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(<u>指定公金事務取扱者の公表</u>)</p> <p>第43条の7 市長は、第43条の2の規定により<u>指定公金事務取扱者</u>に歳入の徴収の事務を委託したときは、その旨を告示するとともに毎年4月中に一度公表しなければならない。委託を取り消したときもまた同様とする。</p> <p>(<u>指定公金事務取扱者の証票</u>)</p> <p>第43条の8 市長は、<u>指定公金事務取扱者</u>に携行させるために、委託事務</p>	<p>条の規定は、歳入の徴収を<u>私人</u>に委託する場合について準用する。この場合においては、関係書類に<u>徴収事務受託者名</u>を表示しなければならない。</p> <p>(委託契約)</p> <p>第43条の3 市長は、<u>令第158条</u>の規定により歳入の徴収の事務を<u>私人</u>に委託しようとするときは、当該<u>私人</u>の信用度、経済力、会計事務能力その他必要な事項を調査し、<u>適当と認められる場合に限り</u>、これを行うことができる。</p> <p>2 <u>徴収事務受託者</u>は、委託された徴収事務の経過を明らかにするために必要な書類及び帳簿を整備しておかなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(<u>徴収事務受託者の調定の通知</u>)</p> <p>第43条の4 <u>徴収事務受託者</u>は、徴収を委託された歳入を調定したときは、1月ごとに計算し、翌月5日までに収入調定通知書を作成して市長及び会計管理者に通知しなければならない。</p> <p>(<u>徴収事務受託者の払込み</u>)</p> <p>第43条の5 <u>徴収事務受託者</u>は、委託を受けた歳入を納入義務者から収納したときは、納入通知書等に現金払込書及び収納計算書(様式第36号の2)を添えて速やかに指定金融機関等に払い込まなければならない。</p> <p>2 <u>徴収事務受託者</u>は、当該委託に係る事務の結果を市長に報告しなければならない。</p> <p>(<u>徴収事務受託者の現金保管</u>)</p> <p>第43条の6 <u>徴収事務受託者</u>は、収納した歳入金を指定金融機関等に払い込むまでの間、安全かつ確実な方法によってこれを保管しなければならない。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(<u>徴収事務受託者の公表</u>)</p> <p>第43条の7 市長は、第43条の2の規定により<u>私人</u>に歳入の徴収の事務を委託したときは、その旨を告示するとともに毎年4月中に一度公表しなければならない。委託を取り消したときもまた同様とする。</p> <p>(<u>徴収事務受託者の証票</u>)</p> <p>第43条の8 市長は、<u>徴収事務受託者</u>に携行させるために、委託事務の内</p>

改正後	改正前
<p>の内容を記載した証票（様式第36号の3）を交付しなければならない。</p> <p>2 <u>指定公金事務取扱者</u>は、委託の取消しがあったときは、当該証票を直ちに市長に返還しなければならない。</p> <p>（支出負担行為の事前審査）</p> <p>第45条の2 次の各号に掲げるものについて支出負担行為をしようとするときは、あらかじめ、その内容が法令又は予算に違反していないことについて審査を受けるため、当該支出負担行為をしようとする内容を記載した書類を会計管理者に回付しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>法第243条の2</u>、<u>第244条の2第3項</u>及び<u>第252条の14</u>の規定による委託</p> <p>(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>（支出事務の委託）</p> <p>第77条の2 <u>第43条の3の規定は、法第243条の2の規定により指定公金事務取扱者に支出の事務を委託しようとする場合に準用する。</u></p> <p>2 略</p> <p>（<u>指定公金事務取扱者からの領収</u>）</p> <p>第102条の2 <u>指定金融機関等は、第43条の5の規定により指定公金事務取扱者から現金の払込みを受けたときは、収納計算書により払込額を調査し、適正と認めるときは、これを領収し、指定公金事務取扱者に領収証書を交付するとともにその現金受入通知書に収納計算書を添えて第101条第2項及び第3項の規定に準じて会計管理者に送付しなければならない。</u></p> <p>2 略</p> <p>（小切手の支払）</p> <p>第104条 <u>指定金融機関は、会計管理者の振り出した小切手の提示を受けたときは、次の各号に掲げる事項を調査し、適正であると認めるときでなければ、支払をすることができない。</u></p>	<p>容を記載した証票（様式第36号の3）を交付しなければならない。</p> <p>2 <u>徴収事務受託者</u>は、委託の取消しがあったときは、当該証票を直ちに市長に返還しなければならない。</p> <p>（支出負担行為の事前審査）</p> <p>第45条の2 次の各号に掲げるものについて支出負担行為をしようとするときは、あらかじめ、その内容が法令又は予算に違反していないことについて審査を受けるため、当該支出負担行為をしようとする内容を記載した書類を会計管理者に回付しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>法第244条の2第3項</u>及び<u>第252条の14並びに令第158条</u>の規定による委託</p> <p>(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>（支出事務の委託）</p> <p>第77条の2 <u>第43条の3の規定は、令第165条の3第1項の規定により私人に支出の事務を委託しようとする場合に準用する。</u></p> <p>2 略</p> <p>（<u>徴収事務受託者からの領収</u>）</p> <p>第102条の2 <u>指定金融機関等は、第43条の5の規定により徴収事務受託者から現金の払込みを受けたときは、収納計算書により払込額を調査し、適正と認めるときは、これを領収し、徴収事務受託者に領収証書を交付するとともにその現金受入通知書に収納計算書を添えて第101条第2項及び第3項の規定に準じて会計管理者に送付しなければならない。</u></p> <p>2 略</p> <p>（小切手の支払）</p> <p>第104条 <u>指定金融機関は、会計管理者の振り出した小切手の提示を受けたときは、次の各号に掲げる事項を調査し、適正であると認めるときでなければ、支払をすることができない。</u></p>

改正後	改正前
<p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 小切手が、当該年度の出納閉鎖を経過した後に提示されたものであるときは、その券面金額が<u>令第165条の5第1項</u>の規定により小切手支払未済繰越金に組み入れられているものであるか。</p> <p>2 略</p> <p><u>様式第36号の2 (第43条の5関係)</u> (別紙のとおり)</p> <p><u>様式第36号の3 (第43条の8関係)</u> (別紙のとおり)</p>	<p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 小切手が、当該年度の出納閉鎖を経過した後に提示されたものであるときは、その券面金額が<u>令第165条の6第1項</u>の規定により小切手支払未済繰越金に組み入れられているものであるか。</p> <p>2 略</p> <p><u>様式第36号の2 (第43条の5関係)</u> 略</p> <p><u>様式第36号の3 (第43条の8関係)</u> 略</p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

様式第36号の2（第43条の5関係）

収 納 計 算 書

月分（ 年 月 日～ 年 月 日）

費 目	件 数	金 額

上記のとおり計算書を提出します。

年 月 日

総社市長 様
総社市会計管理者

指定公金事務取扱者名



様式第36号の3（第43条の8関係）

（表）

第 号 指 定 公 金 事 務 取 扱 者 証	
住 所 氏 名 生年月日 年 月 日生	
年 月 日発行	
総社市長 印	
委 託 事 務 の 内 容	

（裏）

<p>1 本証は、総社市財務規則第43条の8の規定により、指定公金事務取扱者に発行したものである。</p> <p>2 職務の執行に当たっては、本証を常に携帯し、請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。</p> <p>3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。</p>
--